

<議題3>

2022年7月28日～29日
第91回定期全国大会

規約・規則の一部改正について

国鉄労働組合格約・規則について、以下の通り、一部改正を行うこととする。

国鉄労働組合格約の一部改正

現 行	改 正
<p>(代議員の選出)</p> <p>第36条 代議員は組合員の直接無記名投票により選出する。選出手続きは別に定める選挙規則による。</p> <p>比率は、<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>毎に組合員200名につき1名とし、端数100名をこえる場合は1名とする。なお、組合員総数が200名以下の<u>地方本部</u>は1名を保証する。</p> <p>代議員数は、エリア本部を通して割り当てる。</p>	<p>(代議員の選出)</p> <p>第36条 代議員は組合員の直接無記名投票により選出する。選出手続きは別に定める選挙規則による。</p> <p>比率は、<u>エリア本部</u>毎に組合員200名につき1名とし、端数100名をこえる場合は1名とする。なお、組合員総数が200名以下の<u>エリア本部</u>は1名を保証する。</p> <p>代議員数は、エリア本部を通して割り当てる。</p>
<p>(中央委員の選出)</p> <p>第38条 中央委員は、大会の際、<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>毎に代議員の互選によって決める。</p> <p>比率は、<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>毎に組合員400名につき1名とし、端数200名をこえる場合は1名とする。なお、組合員総数が400名以下の<u>地方本部</u>は1名を保証する。</p>	<p>(中央委員の選出)</p> <p>第38条 中央委員は、大会の際、<u>エリア本部</u>毎に代議員の互選によって決める。</p> <p>比率は、<u>エリア本部</u>毎に組合員400名につき1名とし、端数200名をこえる場合は1名とする。なお、組合員総数が400名以下の<u>エリア本部</u>は1名を保証する。</p>

(代議員・中央委員の任期)

第 39 条 代議員(特別代議員を含む)、中央委員の任期は1年とし、その起算は当選確定の日に始まり、次年度選挙公示の日に終わる。任期の中途において総改選した場合は、前項による残りの期間とする。但し、いずれの場合もその再選を妨げない。欠員補充によって就任した者の任期は、前項による残りの期間とする。

代議員、中央委員に欠員が生じた場合は補欠選挙を行なう。但し、この場合は、中央執行委員会の指令により、地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)毎に決める。

特別代議員については、その都度全国協議会が指名する。

(代議員・中央委員の任期)

第 39 条 代議員(特別代議員を含む)、中央委員の任期は1年とし、その起算は当選確定の日に始まり、次年度選挙公示の日に終わる。任期の中途において総改選した場合は、前項による残りの期間とする。但し、いずれの場合もその再選を妨げない。欠員補充によって就任した者の任期は、前項による残りの期間とする。

代議員、中央委員に欠員が生じた場合は補欠選挙を行なう。但し、この場合は、中央執行委員会の指令により、エリア本部毎に決める。

特別代議員については、その都度全国協議会が指名する。

選挙規則の一部改正

現 行	改 正
<p>(選挙管理委員会) 第6条 選挙を行うときは、当該選挙公示の日の5日前までに<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>に選挙管理委員会を設ける。</p> <p>第7条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長1名と<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>の機関で定める数の選挙管理委員及び選挙管理委員会書記によって構成する。</p> <p>(選挙管理委員) 第8条 選挙管理委員は、<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>の機関で選出指名し、選挙管理委員長は選挙管理委員の互選とする。</p> <p>2 選挙管理委員会書記は、選挙管理委員会が指名する。</p> <p>3 選挙管理委員となる者は、当該選挙の候補者となり、又は選挙運動を行ってはならない。</p> <p>(選挙区) 第14条 選挙区は原則として<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>単位とする。但し、特別の事情があるときは本部の承認を得て<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>において選挙区を分割することができる。</p> <p>2 前項但し書により選挙区を分割したときの選挙区の定員は、当該<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>に割当てられた定員の範囲内で<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>が決める。</p>	<p>(選挙管理委員会) 第6条 選挙を行うときは、当該選挙公示の日の5日前までに<u>エリア本部</u>に選挙管理委員会を設ける。</p> <p>第7条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長1名と<u>エリア本部</u>の機関で定める数の選挙管理委員及び選挙管理委員会書記によって構成する。</p> <p>(選挙管理委員) 第8条 選挙管理委員は、<u>エリア本部</u>の機関で選出指名し、選挙管理委員長は選挙管理委員の互選とする。</p> <p>2 選挙管理委員会書記は、選挙管理委員会が指名する。</p> <p>3 選挙管理委員となる者は、当該選挙の候補者となり、又は選挙運動を行ってはならない。</p> <p>(選挙区) 第14条 選挙区は原則として<u>エリア本部</u>単位とする。但し、特別の事情があるときは本部の承認を得て<u>エリア本部</u>において選挙区を分割することができる。</p> <p>2 前項但し書により選挙区を分割したときの選挙区の定員は、当該<u>エリア本部</u>に割当てられた定員の範囲内で<u>エリア本部</u>が決める。</p>

(選挙の機会・平等の原則)

第16条 候補者又は推薦人には、選挙運動に平等の機会が保障される。

2 前項の目的を達成するため、選挙平等の原則に基づき少なくとも次に掲げる事項が保障される。

- (1) 選挙公報、立会演説会等平等に意思を表明する機会。
- (2) 選挙管理委員会が規定する枚数のポスター用紙の配付。
- (3) その他、選挙平等の原則に基づいて地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)の機関で定めた事項。

(再審査請求)

第29条 申立人及び前条の決定につき利害関係を有する者で、当該決定につき異議を有するときは、5日以内に書面をもって中央執行委員会に再審査を請求することができる。

2 中央執行委員会は、前項の規定に基づき再審査の請求がなされたときは、書面を受けた日から3日以内に、請求の当否につき決定しなければならない。

3 前項の決定をなしたときは、書面をもって再審査請求者及び当該地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)に対し、決定書を交付しなければならない。

4 前項の決定は、当該異議申立事案の最終決定とする。

(地方本部『北海道・四国・九州はエリア本部』事務手続制定権)

第31条 地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)は、この規則に基づき施行する選挙事務につき必要な事項を定めることができる。

(選挙の機会・平等の原則)

第16条 候補者又は推薦人には、選挙運動に平等の機会が保障される。

2 前項の目的を達成するため、選挙平等の原則に基づき少なくとも次に掲げる事項が保障される。

- (1) 選挙公報、立会演説会等平等に意思を表明する機会。
- (2) 選挙管理委員会が規定する枚数のポスター用紙の配付。
- (3) その他、選挙平等の原則に基づいてエリア本部の機関で定めた事項。

(再審査請求)

第29条 申立人及び前条の決定につき利害関係を有する者で、当該決定につき異議を有するときは、5日以内に書面をもって中央執行委員会に再審査を請求することができる。

2 中央執行委員会は、前項の規定に基づき再審査の請求がなされたときは、書面を受けた日から3日以内に、請求の当否につき決定しなければならない。

3 前項の決定をなしたときは、書面をもって再審査請求者及び当該エリア本部に対し、決定書を交付しなければならない。

4 前項の決定は、当該異議申立事案の最終決定とする。

(エリア本部事務手続制定権)

第31条 エリア本部は、この規則に基づき施行する選挙事務につき必要な事項を定めることができる。